

三重県難病医療連絡協議会委員の任期見直しについて

1 見直しを行う理由

三重県難病医療連絡協議会において、委員が継続して協議を行うことができるようにするため、任期を見直す。

2 見直し案

三重県難病医療連絡協議会の運営等に関する事項を定めた「三重県難病医療連絡協議会設置要領」を以下のとおり改正し、委員の任期を1年から3年に見直しを行う。(別紙1参照)

(改正箇所)

改正(案)	現行
(任期) 第3 委員の任期は、 <u>3年</u> とする。ただし、再任を妨げない。	(任期) 第3 委員の任期は、 <u>1年</u> とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員任期として3年を提案する理由

令和4年度から協力病院における協議会の出席委員数は、基幹協力病院(8病院)とその他の協力病院(14病院)に分け、毎年度、基幹協力病院から4病院、その他の協力病院から5~6病院の委員が出席している。その他の協力病院については、委員の協議会への出席は3年に1回となるところが多く、委員任期中に協議会に出席し、協議を行うことができる機会を設けるため、委員任期を3年とする。

なお、令和4年度から令和9年度の出席委員(案)は別紙2のとおり。